

補聴器装用モニター助成実証事業

募集案内

対象
40歳以上

聴力機能の低下により日常生活に支障のある方や仕事に影響のある方で、補聴器の装用により聞こえや社会参加活動、就労状況にどのような変化があるかのアンケート調査にご協力いただける方に、補聴器購入費用の一部を助成いたします。

対象者

(以下の要件を全て満たす方)

- ・ 補聴器の装用が初めての方
- ・ 市内に住民票を有する40歳以上の方
- ・ 両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満の方で補聴器相談医に補聴器の装用が有効であると認められた方
- ・ 市税を滞納していない方
- ・ アンケート調査(全2回)に協力できる方
- ・ 聴覚障害の身体障害者手帳の交付対象とならない方

助成金額

補聴器購入費の1/2以内

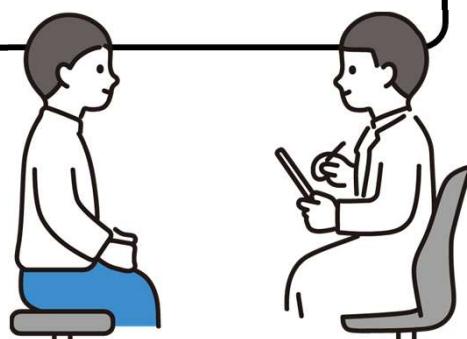
(上限 片耳20,000円 両耳40,000円)

※ 助成の交付決定前に購入した補聴器は助成対象外です。

※ 補聴器本体以外(医療機関の受診や診療情報提供書の作成に係る費用、附属品・消耗品の購入等)の費用は対象外です。

受付開始日
令和7年6月2日(月)

交付決定後、令和8年3月31日までに
購入を完了する必要があります。



問合せ
・
申請先

長寿政策課 高齢者福祉政策室

住所 三島市北田町4-47

電話 055-983-2609 (平日 8:30~17:15)

ホームページ <https://www.city.mishima.shizuoka.jp/ippn060300.html>

手続きの流れ

01

補聴器相談医を受診

補聴器相談医を受診し、補聴器の装用が必要であると診断される場合、「補聴器適合に関する診療情報提供書」を発行してもらう。

※ 受診する補聴器相談医は、市内医院に限りません。
なお、市内の補聴器相談医在籍医院は別紙をご確認ください。



ここがポイント!!

「補聴器適合に関する診療情報提供書」には、認定補聴器専門店名と技能者名を記載します。

そのため、何度か相談医や販売店の受診・相談が必要な場合があります。

02

補聴器店に相談

「補聴器適合に関する診療情報提供書」を持参し、認定補聴器専門店 または認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売店でフィッティング（一人ひとりの聞こえに合わせた調整を行うこと）を開始。

※ 購入する販売店は、市内店舗に限りません。
なお、市内の対象補聴器販売店は別紙をご確認ください。

03

フィッティング完了時(補聴器購入前)に申請書を提出

申請に必要な書類を準備して、市役所長寿政策課に提出する。

«申請に必要な書類»

- ・申請書
- ・アンケート(申請時)
- ・補聴器の見積書
- ・補聴器適合に関する診療情報提供書の写し

※ 申請書及びアンケート(申請時)は、市役所長寿政策課、近隣補聴器販売店に備え付けのものまたはホームページからダウンロードしたものをお使いください。

04

交付決定通知

申請後1~2週間程度で助成の決定通知が送付されます。

※ 交付決定通知が到着する前に補聴器を購入しないでください。



05

補聴器の購入

補聴器を購入してください。

※ 購入は令和8年3月31日までにお願いします。

06

請求書類の提出

請求に必要な書類を準備して、市役所長寿政策課に提出する。

«請求に必要な書類»

- ・助成事業完了報告書
- ・請求書
- ・購入した補聴器の領収書の写し

07

助成金の振り込み

請求書類の提出後、30日以内に指定の口座に助成金を振り込みます。

08

アンケート調査(2回目)

補聴器装用開始から半年後、補聴器販売店での定期検査時にアンケート(装用後)を記入し、補聴器販売店へ提出してください。

※ インターネットでの回答も可能です。

市内の補聴器相談医在籍医院のご紹介

医院名	所在地	電話番号
三島中央病院	三島市緑町1-3	055-971-4133
田中耳鼻咽喉科医院	三島市中央町6-24	055-975-0226
本橋耳鼻咽喉科医院	三島市東本町1丁目16-12	055-972-1133
細川耳鼻咽喉科クリニック	三島市東町13-20	055-983-3387
三島うめな耳鼻咽喉科	三島市梅名459-1	055-957-9433

市内の対象補聴器販売店のご紹介

販売店名	所在地	電話番号
理研産業補聴器センター 三島広小路店	三島市広小路町10-1	055-975-1005
エイド(株) 三島店	三島市寿町9-23 ヴィラ武智寿町1F	055-981-4488
リオネットセンター三島	三島市東本町2丁目1-14	055-939-6850
Audika 三島店	三島市北田町3-46	055-973-3321

下記ウェブサイト（公益財団法人テクノエイド協会）からも検索できます。

【認定補聴器専門店認定システム】

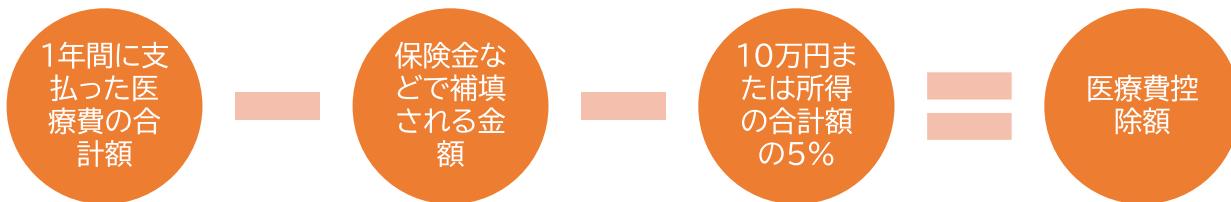
<https://www5.techno-aids.or.jp/shop/map.php>

【認定補聴器技能者検索システム】

https://www3.techno-aids.or.jp/general/tech_search.php

補聴器購入に係る所得税申告における医療費控除について

補聴器適合に関する診療情報提供書により、補聴器が診療等のために直接必要である旨を証明している場合には、当該補聴器の購入費用が医療費控除の対象となります。



【シミュレーション】

医療費控除対象が補聴器(片耳17万円)のみと考えると…

例1：所得金額200万円以上の方の場合

医療費170,000円 - 助成金20,000円 - 100,000円 = 50,000円(医療費控除額)
おおよそ(50,000円 × 所得税率)分が所得税から減額されます。



例2：所得金額200万円未満(例:所得金額150万円)

医療費170,000円 - 助成金20,000円 - 75,000円(150万円 × 5%) = 75,000円(医療費控除額)
おおよそ(75,000円 × 所得税率)分が所得税から減額されます。

※ 医療費控除についての詳細は、税務署にお問い合わせください。